

議案第47号

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

幕別町立幼稚園設置条例（昭和52年条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第1の備考1を次のように改める。

- 1 この表の第2階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、第314条の9、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条第4項から第6項までの規定は適用しないものとする。

なお、園児の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条第2号に規定する女子又は同令第1条の2第2号に規定する男子に該当する場合の市町村民税の額は、当該園児の保護者の申請に基づき、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫であるとみなし、同法295条第1項第2号、第314条の2第1項第8号及び第3項並びに第314条の6の規定の例により算定する。

別表第1の備考4中「の場合で、次表に掲げる階層に認定された」を「であって、所得割課税額が77,100円以下の」に、

「

第2階層	0円
------	----

」を

「

第2階層	0円
第3階層	3,500円

」に

改める。

別表第1の備考5を次のように改める。

- 5 第2階層から第5階層までの世帯であって、幼稚園若しくは認定こども園に入所し、又は小学校に就学している満3歳から小学校3年生までの範

圏内の児童（以下「施設利用児童」という。）が同一世帯で2人以上いる場合におけるこの表の適用については、次表の第1欄に掲げる園児に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、園児の属する世帯が4に掲げる世帯の場合の第2階層及び第3階層における次表の第2欄の規定については、「保育料金表」を「4に掲げる保育料の額」に読み替えて適用するものとする。

第1欄	第2欄
ア 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童となる園児	保育料金表に定める額
イ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に2人目となる園児	保育料金表に定める額×0.5
ウ 施設利用児童のうち、最年長の施設利用児童から順に3人目以降となる園児	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第1の備考に次のように加える。

6 所得割課税額が77,100円以下の世帯であって、園児の保護者と生計を一にする特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）に定める特定被監護者等をいう。）が2人以上いる場合におけるこの表の適用については、5に関わらず、次表の第1欄に掲げる園児の区分に応じて、第2欄により計算して得た額を当該園児の保育料の額とする。ただし、所得割額が77,100円以下の世帯であって、4に掲げる世帯に属する特定被監護者等が2人以上いる場合は、最年長の特定被監護者等から順に2人目以降となる園児の保育料の額は0円とする。

第1欄	第2欄
ア 最年長の特定被監護者等から順に2人目となる園児（4に掲げる世帯に属する園児を除く。）	保育料金表に定める額×0.5
イ 最年長の特定被監護者等から順に3人目以降となる園児（4に掲げる世帯に属する園児を除く。）	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。